

# 名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業

## 実施方針

令和5年11月

名護市 環境水道部 施設課

## 目 次

はじめに	1
第1 特定事業の選定に関する事項	
1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1. 民間事業者の募集及び選定	7
2. 民間事業者の選定方法	7
3. 民間事業者の選定手順	7
4. 選定委員会の設置	8
5. 提出書類の概要	8
6. 応募者の参加資格要件	9
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1. 民間事業者の責任の明確化に関する事項	12
2. 名護市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	12
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1. 立地に関する事項	13
2. 施設要件	13
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
1. 疑義が生じた場合の措置	14
2. 管轄裁判所の指定	14
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	15
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	15
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3. その他の措置及び支援に関する事項	16
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	
1. 本事業において使用する言語	17
2. 書類作成に係る費用	17

3. 実施方針の公表に関する事項	17
4. その他	17

様式 実施方針に関する意見提案書

はじめに

名護市は、名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号。以下「PFI法」という。）に基づく本事業を行う事業者（以下「民間事業者」という。）が設備を設置後、既存設備を含めた消化ガス発電設備全体の管理・運営を遂行し、消化ガス（バイオガス）をエネルギー源とした固定価格買取制度による発電事業を行うものである。

この実施方針は、本事業について、PFI法に基づく民間事業者の選定を行うにあたり、必要となる事項を定める。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 特定事業の事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称

沖縄県名護市港二丁目2番1号

名護下水処理場 消化ガス発電棟 RC地上2階 床面積222㎡

※名護下水処理場の配置、敷地立地条件は、別紙-1のとおり。

#### (3) 公共施設等の管理者

名護市下水道事業 名護市長 渡具知 武豊

#### (4) 事業の目的

名護下水処理場では、2023年度現在、発電機1台（50kW）が稼働し、発生電力を名護下水処理場で活用しているが、発生している消化ガス量（約2000Nm<sup>3</sup>/日）を全量利用すると、さらに電力を産み出すことができ、消化ガス発電は、再生可能エネルギーと位置付けられることから、環境負荷の低減に寄与すると考えられる。

このため、名護市は、名護下水処理場内の建物（消化ガス発電棟）を民間に貸付けるとともに、処理過程で発生した消化ガスを自らの資金で発電に必要な設備を整備し売電事業を行うことが可能な民間事業者へ売却を行う。これを行う民間事業者を公募により選定し、発電事業を行わせ、消化ガスの有効活用を図るものとする。

また、本事業により設置した発電施設の所有は、民間事業者とし、維持管理および売電事業運営を民間事業者が行うことで、名護市の負担を「0」としたうえで、民間事業者からの建物賃借料や消化ガス購入費を得ることにより、本事業に係る名護市の財政への貢献を期待する。

なお、消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化タンクから発生するメタンガスを主成分とするガスを指す。

#### (5) 事業の概要

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という）に基づき、本事業を行う民間事

業者が設備を設置後、既存設備を含めた消化ガス発電設備全体の管理・運営を遂行し、消化ガスをエネルギー源とした固定価格買取制度による発電事業を行うものである。

また、「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業条件規定書」(以下「条件規定書」という。)に定める諸条件、ならびに民間事業者が提案する企画提案書に基づき遂行され、基本協定締結後、民間事業者が固定価格買取制度による売電を行うために必要となる電力会社との接続契約、事業計画の認定申請を事業開始までに完了するものとする。

### 1) 事業の基本コンセプト

名護下水処理場で発生する消化ガスを最大限有効活用して発電事業を民間事業者が自らの資金により整備、FIT 制度による売電を行う事で、民間の投資の回収、維持管理費、運営費を賄う事業を実施する民間事業者を公募する。

#### ① 再生可能エネルギーである消化ガスを有効利用する。

再生可能エネルギーの消化ガスを最大限活用して発電を行うことで、排出する二酸化炭素量を削減、名護市の地球温暖化対策に寄与すること。

#### ② 消化ガス使用量

民間事業者は、名護市から買い取った消化ガスの全量を発電に利用すること。ただし、更新工事期間中及び点検修繕中等のやむを得ない場合は、名護市の燃焼装置を燃焼容量の範囲で利用可能とするが、その場合でも汚泥消化に必要な温水供給を行わなければならない。

#### ③ 下水道事業の新たな収入の創出

名護下水処理場の消化ガス発電棟を定期建物賃貸借契約により貸し付けること及び消化ガスを民間事業者へ売却する事により、名護市の収入が見込める。

### 2) 施設の整備方針

① 新たな発電施設の整備は、100%民間事業者の資金で行うこととし、名護市は、一切資金提供しない。

② 消化ガス発電棟は、事業用として、最長 20 年、民間事業者の有償で貸し付ける。なお、借用期間中の修繕は、民間事業者の負担により行う。

③ 消化ガスは、有償で民間事業者に売却する。

④ 本事業実施のため新たに設置した発電施設は民間事業者の所有とする。

⑤ 既存発電施設は、新たに整備する発電施設とあわせ発電施設全体の維持管理運営を民間事業者が行うこととする。

⑥ 民間事業者は、名護市より買取った消化ガスで発電し、回収した熱を温水に変換し名護下水処理場の消化タンクの加温処理のため必要量に応じて無償提供するものとする。

【別紙－ 2 事業境界区分図参照】

### 3) 消化ガスの供給

提供する消化ガスの概要は、次のとおりである。

表1 消化ガス量

単位：Nm<sup>3</sup>/日

発生量	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度 ～ 令和4年度 (直近3年間)
	日最大		2,789	2,553	
日平均		2,168	1,953	2,056	
日最低		642	1,070	906	

※別紙-3

上記の消化ガス発生量について、3槽の消化タンクのうち2槽を加温処理し、1槽は無加温処理としている。民間事業者が1槽の無加温処理を加温方式(設備は民間事業者が負担)に変更することも可能である。

## ① 消化ガスの性状

消化ガスのその他の性状分析は、応募者の負担とする。

表2 消化ガス性状

濃度単位：%

取得年月日 分析項目	R2 9/8	R3 8/17	R4 7/26	備考
硫化水素(H <sub>2</sub> S)	0.38	0.26	0.3	FPD付ガスクロマトグラフ法
メタン(CH <sub>4</sub> )	57.6	58.0	61.0	TCD付ガスクロマトグラフ法
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	39.7	37.7	39.0	TCD付ガスクロマトグラフ法

## ② 消化ガス圧力

1.0～3.0kPa程度

## (6) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次の1)～5)に掲げるものとする。

## 1) 設計業務

- ① 事前調査業務
- ② 本施設等の設計業務
- ③ 本施設等整備に伴う各種申請等の業務
- ④ 電波障害調査
- ⑤ その他、業務を実施する上で必要な関連業務

## 2) 建設・工事監理業務

- ① 本施設等の建設業務
- ② 本施設等の工事監理業務
- ③ 近隣対応・対策業務
- ④ 所有権設定に係る業務
- ⑤ その他、業務を実施する上で必要な業務

## 3) 設備・什器・備品等調達業務・設置業務

- ① 本施設に必要な新規設備・什器・備品等調達及び設置業務
- ② 既存設備・什器・備品等購入業務

## 4) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務

- ② 建築設備保守管理業務
  - ③ 設備・什器・備品等保守管理業務
  - ④ 外構・植栽等維持管理業務
  - ⑤ 環境衛生管理・清掃業務
  - ⑥ 保安警備業務
  - ⑦ 修繕業務
  - ⑧ その他、業務を実施する上で必要な業務
- 5) 売電事業

(7) 事業方式

事業方式は、名護市所有の消化ガス発電棟を定期建物賃貸借契約により借受けた民間事業者が自らの資金で新たな発電施設を設計・建設、これを所有し維持管理のうち、名護市から購入した消化ガスで発電・売電することで資金を回収する独立採算事業を実施する提案を求め、提案審査、名護市との協議を経て、事業契約を締結する独立採算型PFI事業とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、売電事業開始日より20年とする。

なお、名護市及び民間事業者は、事業期間満了の4年前から事業の継続について協議を行い、合意に至れば事業期間を延長することができる。

(9) 事業スケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

- ① 事業契約の締結 令和7年4月
- ② 設計・建設期間 令和7年4月～令和8年3月
- ③ 本施設竣工 令和8年3月
- ④ 事業開始 令和8年4月
- ⑤ 本施設維持管理業務 令和8年4月～令和28年3月

(10) サービス対価と民間事業者の負担

1) 民間事業者の名護市からの収入

本事業における民間事業者の名護市からの収入は、ないものとする。

2) サービスの対価

名護市は、本事業に対して、一切の支払いを行わない。

3) 民間施設（民間事業者による自主運営事業）の売上

民間事業者は、本事業の売電収入・副次的な収入のすべてを収入とすることができる。

4) 本施設整備に係る費用

民間事業者は、施設整備を自らの資金で整備すること。

5) 維持管理・運營業務に係る費用

事業施設の維持管理・運営事業に必要な費用は、民間事業者が負担すること。

6) 建物賃貸借料

民間事業者は、別途締結する定期建物賃貸借契約に基づき賃借料を年1回名護市へ支払うこと。

7) 民間事業者は消化ガスの購入料を名護市へ支払うこと。

- 8) 民間事業者は消化ガス発電機で発生した温水を名護市から求められた場合は、無償で提供すること。
- 9) 民間事業者は、本事業に付随して実施される副次的な事業を実施するため、名護下水処理場内の土地を占有又は使用する場合においても賃貸借料を支払うこと。

(11) 本事業の実施に関する基本協定及び事業契約

名護市は、PFI法に定める手続きに従い本事業を実施するため、次の①、②に掲げる基本協定及び事業契約を締結する。

① 基本協定

名護市は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約

名護市は、基本協定の定めるところにより、選定された民間事業者が設立した特別目的会社（「会社法」（平成17年法律第86号）に定める株式会社）との間で事業契約を締結し、民間事業者は当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

(12) 遵守すべき法令及び許認可等

民間事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

① 資源エネルギー庁HP記載の関係法令・ガイドライン

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/)

② [電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別法](#)

③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

④ 建築基準法

⑤ 都市計画法

⑥ 電気事業法

⑦ 消防法

⑧ 水道法、

⑨ 下水道法

⑩ 水質汚濁防止法

⑪ 騒音規制法

⑫ 振動規制法

⑬ 大気汚染防止法

⑭ 一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律

⑮ 石綿障害予防規則

⑯ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

⑰ 地球温暖化対策の推進に関する法律

⑱ エネルギーの使用の合理化に関する法律

⑲ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

⑳ 警備業法、労働安全衛生法

㉑ 各種建築関係資格法、建設業法、労働関係法

㉒ 沖縄県公害防止法

㉓ 借地借家法

- ②④ 屋外広告物法
- ②⑤ 条例等
  - (ア) 沖縄県県土保全条例
  - (イ) 沖縄県赤土流出防止条例
  - (ウ) 名護市景観条例
  - (エ) その他関連する条例・規則等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ③ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ④ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑤ 建築工事管理指針
- ⑥ 電気設備工事管理指針
- ⑦ 機械設備工事管理指針
- ⑧ 建設工事安全施工技術指針・同解説
- ⑨ その他関連要綱及び各種基準等

(13) 事業期間終了時の措置

民間事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を良好な状態に保持していなければならない。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定

提案の審査は、提案される消化ガスの購入料や建物賃借料に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安全性、本事業のコンセプトへの理解、提案する民間収益の内容の適切性等を総合的に評価する公募型プロポーザル審査方式により行うものとする。

### 2 民間事業者の選定方法

本事業の民間事業者の選定は、以下のとおり、参加資格審査、企画提案審査の2段階により実施することを予定している。

#### (1) 参加資格審査

本事業に応募しようとする応募者が、名護市の入札参加資格登録者であることや一定の実績を有することなどの形式面での資格を有しているかの確認を行う。

#### (2) 提案審査

上記(1)において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、提案内容を総合的に評価した上で、民間事業者を選定する。

#### (3) 提案等の審査

民間事業者の選定は、参加資格審査及び企画提案審査により行う。各審査の主な内容は、以下のとおりとする。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	①資金計画に関する審査 ②類似業務の実績に関する審査 ③事業計画の提案に関する審査 ④維持管理の提案に関する審査 ⑤緊急対応の提案に関する審査 ⑥地域貢献の提案に関する審査 ⑦社会貢献の提案に関する審査 ⑧経済性の提案に関する審査 ⑨その他名護市の財政負担軽減等の提案に関する審査

### 3 民間事業者の選定手順

名護市は、以下の手順により、民間事業者を選定することを予定している。

日程	内容
令和5年11月10日	実施方針・条件規定書・募集要項 基本協定書(案)・事業契約書(案)の公表
令和5年11月13日 ～令和5年12月1日	希望者による現場確認
令和5年11月24日	実施方針に関する質問・意見の締切

令和5年11月28日	実施方針に関する質問・意見に対する回答
令和5年12月1日	条件規定書・募集要項等の質問締切
令和5年12月5日	条件規定書・募集要項等の質問に対する回答公表
令和5年12月8日	参加申請書類の提出期限
令和5年12月15日	参加資格確認結果通知及びプロポーザル企画提案書類提出要請書の交付
令和6年1月10日	プロポーザル企画提案書提出締切
令和6年1月17日頃	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和6年1月末日頃	優先交渉権者等の決定
令和6年2月中旬迄	基本協定書の締結
	事業契約の締結（経済産業省認可後）

(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

質問・意見の提出期限	令和5年11月24日 15時迄
質問・意見への回答	令和5年11月28日 16時迄
提出方法	「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業実施方針」に関する意見・質問書と明記し、必要事項を記入の上、提出期限までにEメールにて提出ください。メール件名は「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業実施方針質問・意見」としてください。

#### 4 選定委員会の設置

民間事業者の選定に際しては、名護市の職員により構成される「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

#### 5 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

本事業への参加資格の表明として、参加表明書及び参加資格の確認資料等の提出を応募者に求める。

また、事業提案に係る書類として、次の①から⑨までに掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求める。

- ① 資金計画に関する提案
- ② 類似業務の実績
- ③ 事業計画に関する提案
- ④ 維持管理に関する提案
- ⑤ 緊急対応に関する提案
- ⑥ 地域貢献に関する提案
- ⑦ 社会貢献に関する提案
- ⑧ 経済性に関する提案

## ⑨ その他名護市の財政負担軽減等に関する提案

### (2) 提出書類の取扱い

#### ① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。

ただし、名護市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において名護市は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、返却しない。

#### ② 特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

#### ③ 資料の公開

名護市は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等が公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については名護市と各応募者との間で協議する。

## 6 応募者の参加資格要件

### (1) 応募者の構成

① 応募者は、本事業を行う企画力、資本力等経営能力を備えた複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

② 応募グループ構成企業は、次の（i）～（v）を提出すること。

（i）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、

（ii）印鑑証明書、

（iii）直近1年の名護市に対して税の滞納がない証明。（納税義務がある者のみ）

（iv）直近1年の県税、国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書。

（v）各資格証明書等の写し。

③ 応募者は、代表企業を定め、本事業における応募手続きは代表企業が行うこととする。

④ 代表企業、構成企業は、参加表明書において明記すること。

### (2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

応募者の構成員は、次の各号に掲げる参加資格要件を全て満たすことが必要である。

① P F I 法第9条の規定に該当しない者であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- ⑥ 名護市指名停止等事務処理要項（平成20年告示第93号に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑦ 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。（※個人は個人事業者）
- ⑧ プロポーザルに参加する者は、他の応募者の代表企業及び構成企業との間に資本関係又は人的関係がないこと。また他の応募者の代表企業並びに構成企業ではないこと。
- ⑨ 次のア、イ、ウに該当しない者
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関連企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）ではないこと。
  - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人・団体ではないこと。
  - ウ 法人でその役員のうち暴力団等社会勢力に属する者がいないこと。

### （3）建設業務の参加資格要件

代表企業または構成企業のうち建設業務を行う者は、下記①～④の要件を満たさなければならない。

#### 1) 建設業務を行う者

- ① 建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けているものであって、名護市の令和5・6年度名護市建設工事入札参加資格者名簿（以下「建設工事参加資格者名簿」という。）に電気工事業又は機械器具設置工事として登録されている者（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき民事再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、名護市が定める手続きに基づく入札参加資格の再承認を受けていること）
- ② 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- ③ 処理能力（計画日最大流入量 20, 100m<sup>3</sup>）以上の下水道終末処理場に係る電気工事業、又は機械器具設置工事業を元請けとして施工した実績があること、又は下水処理場において消化ガスを用いた固定価格買取制度による発電事業を元請として施工した実績があること。
- ④ 沖縄県内に建設業法に基づく本店があること。
- ⑤ 建設業務を企業が分担して行う場合においては、いずれの企業においても上記①～④を満たしていること。

### （4）工事監理業務を行う者

- 1) の民間事業者の責任において、工事監理業務を行うこと。

### （5）特別目的会社の設立

- ① 優先交渉権者（応募グループ）は、事業契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）の本社を名護市内に設立することを要件とします。

- ② 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにしてください。
- ③ 全構成員は、事業者設立時より本事業の修了に至るまで、名護市の承諾なしに、当初の出資者以外の第三者に対し、その保有する事業者の株式を譲渡せず、また、事業者による新株若しくは新株予約権の発行その他の方法による事業者への資本参加は認めないものとする。

(6) 参加資格要件の喪失

参加資格を確認後、事業契約締結の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、事業契約締結を行わない。

ただし、次の①、②に該当する場合は、この限りではない。

**① 参加資格要件の確認基準日から提案に係る書類の提出の前日までに参加資格を喪失した場合**

応募グループのうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績をもつ新たな法人を応募グループとして加えたうえで、応募グループの再編成を名護市に申請し、提案書の提出までに名護市が認めた場合。ただし、残存法人のみで応募グループの再編成を名護市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。ただし代表企業の変更はみとめられない。

**② 提案に係る書類の提出日から事業契約締結までに参加資格を喪失した場合**

上記①と同様とする。ただし、応募グループのうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 民間事業者の責任の明確化に関する事項

##### (1) 責任分担の基本的考え方

名護市及び民間事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

##### (2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙ー4の「リスク分担表」による。

##### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

名護市及び民間事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、名護市と民間事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については「リスク分担表」によるほか、適宜双方の協議により定めるものとする。

なお、名護市及び民間事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

#### 2 名護市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、民間事業者が定められた業務を確実に遂行し、条件規定書並びに企画提案書に示された内容を達成しているか否かを確認するため、名護市がモニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの時期

名護市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理・運営時の各段階において実施する。

##### (3) モニタリングの方法

名護市は、民間事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、民間事業者の設備稼働状況や財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

民間事業者は、名護市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料を提出するものとする。

##### (4) モニタリングの結果

モニタリングの結果が、条件規定書に示された内容を満たさない場合や、消化ガス購入料の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地に関する事項

事業予定地の立地条件は、次のとおりである。

- ①計画地 沖縄県名護市港二丁目2番1号  
名護下水処理場内 消化ガス発電棟
- ②用途地域 未指定地域
- ③敷地面積 場内面積 A=2.765ha  
建物面積 RC地上2階 床面積 A=222 m<sup>2</sup>
- ④敷地条件 本事業予定地における周辺インフラ整備状況に関しては、条件規定書及び別紙資料を参照すること。また、民間事業者において各種インフラ管理者へ確認を行うこと

### 2 施設要件

#### (1) 事業適用範囲

名護市が想定する事業適用範囲は別紙-2のとおりです。

#### (2) 施設規模

消化ガス発電棟内とし、配線等は民間事業者提案による。

#### (3) 既設配管ビット、ラック等を使用する場合や屋外配線については、別紙-6に示すとおり建設中である「し尿受入施設」工事等に支障がないことを確認し、設計時において、名護市へ確認をとり承諾を得ること。(別紙-6、6-1)

## 第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1 疑義が生じた場合の措置

名護市が公募手続きにおいて配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した提案書並びに名護市と民間事業者との間で締結された基本協定及び事業契約等の解釈に疑義が生じた場合は、名護市と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

### 2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに名護市又は民間事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

#### (1) 民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

① 民間事業者が提供するサービスが、事業契約に定める内容を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める民間事業者の帰責事由に基づく責務不履行又は、その懸念が生じた場合は、名護市は、民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。

ただし、民間事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、名護市は事業契約を解除することができる。

② 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、名護市は事業契約を解除できる。

③ 上記①又は②の規定により名護市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、名護市は民間事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (2) 名護市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

① 名護市の帰責事由に基づく責務不履行により事業の継続が困難となった場合は、民間事業者は事業契約を解除できる。

② 上記①の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、民間事業者は、名護市に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

① 名護市又は民間事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、名護市及び民間事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。

② 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

③ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

名護市は、民間事業者に対して財政支援は行わない。

### 3 その他の措置及び支援に関する事項

名護市は、民間事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、名護市及び民間事業者で協議する。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

### 2 書類作成に係る費用

参加資格申請書、企画提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

### 3 実施方針の公表に関する事項

#### (1) 担当部局

部局名 名護市 環境水道部 施設課  
住 所 名護市港二丁目2番1号 (名護下水処理場 2階 処理場係)  
電 話 0980-52-5336  
F A X 0980-54-2085  
メール suidou-shisetsu@city.nago.lg.jp

#### (2) 実施方針に関する意見等の受付

実施方針に関する意見等の受付については、次の①から④のとおりとする。寄せられた意見等については、本市において検討の上、必要と判断したものについては入札説明書等に反映されることで、回答に代える。なお、提出のあった意見等は公表する。

##### ① 受付期間

令和5年11月13日(月) 9:00から  
令和5年11月24日(金) 15:00まで  
ただし、持参による場合は、開庁時間内とする。

##### ② 提出先

上記(1)に同じ。

##### ③ 提出方法

実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見提案書(様式)に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。  
なお、持参、郵送又は宅配便による場合は、Microsoft wordで作成した実施方針に関する意見提案書(様式)が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。  
なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

### 4 その他

#### (1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、名護市環境水道部施設課のホームページを通じて適宜行う。

#### (2) 問合せ先

上記3.(1)に同じ。なお、実施方針内容について電話等で直接回答は行わない。

## 実施方針に関する意見提案書

**【事業名】**

実施方針に関する意見書等 を提出します。

企 業 名	
-------	--

意見又は提案する資料名	実施方針
-------------	------

No.	タイトル	該当箇所						意見等
		頁	第●	●	(●)	○	カナ 英小	
例	○○○○	8	第2	6.	(1)	⑨	ア a	○○○○
1								
2								
3								
4								

- 注1 意見等を行う資料ごとに本様式を作成してください。
- 注2 タイトルは、該当箇所のできるだけ細かい本文中のタイトルを記入してください。
- 注3 行が不足する場合には、適宜増やしてください。
- 注4 実施方針の該当箇所の順番に並べてください。